

印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）
市民意見公募の意見の概要

●市民意見公募の結果

案件	印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）		
募集期間	平成28年9月1日（木）～平成28年9月15日（木）		
意見の提出	13件（3名）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	2 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	2 件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	9 件

意見番号	該当ページ	意見の概要	基本方針への対応
1		<p>「意見」大森小学校の木下小学校への統合は反対します。大森小学校は現在位置で存続をすることが大森地区の発展のために必要であります。</p> <p>「理由」大森小学校は開校100年を超える歴史ある小学校であり地域に親しまれています。大森小学校は地域のコミュニケーションを維持する機能を担っています。卒業生も地域に住んでいます。統合によって大森小学校がなくなると地域から子育て世代が転出して高齢化地区に拍車がかかり、ますます高齢者が増えてしまいます。</p> <p>大森幼稚園、大森保育園も廃止してしまうのですから大森小学校に入学する児童が減るのは当たり前です。学校は単なる公共施設ではありません。地域コミュニケーションの中心が大森小学校です。</p> <p>この素案が決定後に関係地区に説明する文言ですが、決定後に説明でなく素案の説明をしないで決定することには反対です。</p> <p>財政だけに焦点を当てる大森小学校の木下小学校への統合に反対致します。</p>	<p>意見の取扱い【参考】</p> <p>◆大森小学校について、基本方針では、平成28年度から平成34年度までの間に小規模校（過小以外）となることの見込まれています。しかし、今回の検討対象校ではないことから、学校適正配置シミュレーションなどの具体的な検討は行っていません。ご意見は今後の参考といたします。</p> <p>基本方針の小規模校は、そのほとんどが明治時代の創立・開校であるため、どの学校にも長い歴史や伝統があること、また、学校は教育施設でありながら、防災、保育、市民の交流の場などの役割も担っていることは認識しています。しかし、学校の小規模化が進行しますと、子どもたちの教育条件や内容に様々な影響を及ぼす恐れがあるため、教育委員会では、学校規模及び配置の適正化により、学校規模によって生じる教育指導上・学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図りたいと考えています。</p> <p>基本方針策定後は、関係地域の皆様への説明会に入っておりますが、まずは教育委員会の考え方を示すことが重要と考えており、そのうえで地域の皆様と課題を共有し、ご意見等を賜りながら、学校規模及び配置の適正化を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解ください。</p>
2-1	はじめに	<p>「素案」P1のはじめにでは、市の現況から児童生徒数の推移、文部科学省の新指針と記述されておりますが、後段の市教育委員会からの「審議会」設置・諮問にに関連しまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年1月「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」 ・27年3月「印西市における小中学校適正規模の考え方」 ・27年4月「印西市学校適正配置審議会」設置 ・28年3月「印西市学校適正配置審議会」答申と、一連の流れにつきまして、それぞれの内容の概略説明を脚注すべきであるとともに、1年間に亘りました「審議会」（全8回開催）の審議内容・審議経過並びに審議委員の構成等も紹介すべきではと、意見提出申し上げます。 	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆P1の「はじめに」には、基本方針を策定するに至った背景や経緯、目的などを文章のみで整理したく、ここに策定経過の概略説明を脚注する考えはございません。策定経過は、P3の「3基本方針策定及び推進の流れ」に記載のある内容で十分と考えていますので、ご理解ください。</p> <p>なお、学校適正配置審議会の委員構成、審議経過及び審議概要については、資料編として整理し、本編に添付したいと考えています。</p>
2-2	3	<p>3 基本方針策定及び推進の流れについて</p> <p>「素案」公表（H28.9）となっているが、この時点においては、既に永治小学校については28年3月からの保護者説明会・意見交換会が5回開催され、「29年度からの統合」発表されていること、また小倉台小学校についての説明会（7月19日）が開催されていること、この辺りの『先行対応』を開示記述すべきである。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆基本方針は、市内小・中学校の現状を踏まえ、本市学校教育の基本理念の実現に向けた取り組みとして、学校規模及び配置の適正化に向けた教育委員会の基本的な考え方や実施方策などを示したものですので、ご理解ください。</p>

意見番号	該当ページ	意見の概要	基本方針への対応
2-3	3	<p>3 基本方針策定及び推進の流れについて 地区別実施計画の策定については、「地区別」とはどの範囲を限定するのか、例えば、対象学校別とするのか示すべきであり、また実施計画の概略内容を明示すべきである。</p>	<p>意見の取扱い【修正】</p> <p>◆地区別実施計画については、対象学校別の策定を考えているため、P3の「3 基本方針策定及び推進の流れ」に記載のある「地区別実施計画の策定」を「地区別（対象学校別）実施計画の策定」に修正します。 なお、実施計画では、適正化に向けた実施時期や配慮事項など、関係地域の皆様との協議結果等を整理する予定でありますが、P3の「3 基本方針策定及び推進の流れ」については、策定フローとしての視覚性にも配慮したく、ここに実施計画の概略内容を明示する考えはございません。</p>
2-4	8	<p>3 児童生徒数の推移について 表の脚注：「児童生徒数等推計業務委託の推計値」とあるが、同推計業務の経緯並びに推計根拠等を説明すべきである。</p>	<p>意見の取扱い【修正】</p> <p>◆P8の票の脚注に、推計根拠等を示すこととします。</p>
2-5	10	<p>5 最小規模校と最大規模校の児童生徒数の推移について 別添参考資料の掲載を説明すべきである。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆「印西市立小・中学校児童生徒数及び学級数の現状と推移」は、基本方針を補足するための参考資料として添付したものですので、ご理解ください。</p>
2-6	10	<p>5 最小規模校と最大規模校の児童生徒数の推移について 別添参考資料並びに本文においても平成34年度をその目標年度として記述されているが、P15 V学校適正配置のあり方（1）印西市がめざす学校教育の観点からでは、「印西市総合計画」との整合性を図り平成32年度を目標年度とする云々とあり、この点の説明が必要である。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆別添参考資料並びに本文の平成34年度は、児童生徒数の推計期間の上限であり、基本方針の目標年度ではございません。</p>
2-7	10	<p>6 住宅開発による影響について 「見込まれます」「注視する必要があります」とあるが、「新設」を含めて対応となるのかを示すべきである。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆住宅開発に伴う大規模校化への対応については、P18の「② 大規模校の対応」で「新築」を含めて整理していますので、ご理解ください。</p>
2-8	10	<p>6 住宅開発による影響について 過日、ある審議会でのUR都市再生機構の方の未処分地販売に関する発言で、「人口を増やすにはマンションは有効だと思いますので、小学校等の問題をどうするかだと思います。例えば学区の変更は厳しいかと思いますが、空いている学校へのバスの送迎とか、柔軟なことができるといいかと思いますが、それについて、また後日ご相談したいと思います。」とあり、その審議会では市当局からの反応はなかったが、市としての対UR施策は明確にかつ統一すべきである。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆他の審議会におけるUR都市再生機構の発言の件については、ご意見として賜ります。</p>

意見番号	該当ページ	意見の概要	基本方針への対応
2-9	18	(3) 学校適正配置の実施方法について 「ただし、適正配置の観点や学校施設等の状況によっては異なるケースも考えられる」とあるが、異なるケースとは「例えば」何を想定しているのかを明示すべきである。	意見の取扱い【その他】 ◆P18の「① 小規模校の対応」に記載のある内容で十分と考えていますので、ご理解ください。
2-10	18	(3) 学校適正配置の実施方法について 「学校の分離・新設を検討をします」とあるが、この場合「小中一貫校方式」の可能性も含めるべきである。	意見の取扱い【参考】 ◆本市における学校適正配置の実施方法として、現段階では「小中一貫校方式」は考えておりませんが、ご意見は今後の参考といたします。
2-11	28	5 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項について 統合後の学校施設についての「具体例」として、・庁内検討組織の設置とあるが、既に、幼稚園・保育園の統合に伴う跡地活用に関しての「活用検討委員会」の例でも示されているように、庁内検討組織だけでの対応は困難があると考えられ、「印西市公共施設等総合管理計画」とも関連して、全国での数々の事例を参考としてのワークショップ等の開催による市民意見・民間事業者意見の取り込みを前提とした「検討組織」の設置を考察すべきである。	意見の取扱い【その他】 ◆市民や民間事業者を取り込んだ「検討組織」の設置の件については、ご意見として賜ります。

意見番号	該当ページ	意見の概要	基本方針への対応
3		<p>印西市学校適正規模・適正配置基本方針【素案】は、教育行政の関係者のみによる検討結果と推察されます。</p> <p>学校適正規模・配置を検討するに当たり、学校という歴史あるランドマークとして、都市機能や防災機能（避難所等）における、これまでの果たしてきた役割について、何一つ評価・検討することなく、教育行政の関係者のみで検討してきたことに、大いなる違和感を感じます。</p> <p>学校の存在は、地域住民にとって、歴史的・地域文化の基底であり、地域に依拠した生徒は、人生における精神的支柱でもあったと思慮する。</p> <p>2014年に一部改正施行された「都市再生特別措置法」（立地適正化計画）の目的は、各自治体が、およそ20年後の展望を描き、人口密度を維持するため、街の中心部に、行政や医療、交通、商業などの都市機能を集約させるコンパクトシティ化を図るものです。本素案には、「都市再生特別措置法」の法目的・趣旨が反映されていないと思慮する。</p> <p>また、適正規模を教育指導面と学校運営面より判断していますが、いかにも教育行政の上から目線で画一的でしかなく、地域住民や地域の歴史・文化などの背景は何ら反映されていないと思慮する。特に、児童生徒の個性を伸ばすという視点は、無いように思われる。</p> <p>さらに、適正配置の実施手法として「通学区の見直し方式」「学校の統合方式」「学校の分離・新設方式」「小・中一貫校方式」などを検討したとのことですが、基本としたのは、徒歩による通学距離と通学時間を基本として検討しているようですが、スクールバスの活用については検討の痕跡はありません。</p> <p>人口知能の開発・発展により自動車やバスの無人運行が可能となり、コストパフォーマンスのよい新たな交通体系の確立は、すぐそこまで来ています。</p> <p>学校適正配置の視点、4地域特性への配慮「学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的な繋がりに配慮した学校適正配置を行う」とありますが、具体的な検討内容については開示されていません。</p> <p>「次世代を担う子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、保護者や地域の皆様の理解と協力を得ながら推進したい」とのことですが、まず、地域の実情を把握する必要があるのではないですか。</p> <p>繰り返しますが、「都市再生特別措置法」（立地適正化計画）の法目的を踏まえ、行政の各分野と協議し、本素案は再考すべきと思慮致します。</p> <p>付言しますが、地球上の生命体は生まれながらにして先天的に生きる力は持っていますが、その力を十分発揮できないのは、後天的な環境支配により発揮できないのです。未来を拓く子どもを育てるためには、もっと視野の広い目標を描くことです。</p> <p>現代社会はまさにグローバル化が求められ、個性豊かな、何処でも通用する人間像が求められている。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>◆基本方針の小規模校は、そのほとんどが明治時代の創立・開校であるため、どの学校にも長い歴史や伝統があること、また、学校は教育施設でありながら、防災、保育、市民の交流の場などの役割も担っていることは認識しています。しかし、学校の小規模化が進行しますと、子どもたちの教育条件や内容に様々な影響を及ぼす恐れがあるため、教育委員会では、学校規模及び配置の適正化により、学校規模によって生じる教育指導上・学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図りたいと考えています。</p> <p>都市再生特別措置法の件については、本基本方針は緊急性の高い小規模校や大規模校の対応に主眼を置いて整理していますので、ご理解ください。</p> <p>スクールバスの活用については、P28の「(2) 通学への配慮」に記載のとおり、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。</p> <p>P16の「視点4 地域特性への配慮」について、学校適正配置審議会では、「地域から学校がなくなっても、この子どもたちはみんな隣の学校と一緒に学んでいるという形にすることが大切であり、それが地元に戻って様々な地域活動に生きてくる。よって、小学校区を分割して2校に分けることというのはなるべく避けるべきである。」というご意見をいただきました。教育委員会も同様に考えています。</p>